

「80GHz 帯高速無線伝送システムの導入及び 5GHz 帯無線アクセスシステムの利用拡大に係る省令等改正についての意見募集」
 (平成 23 年 8 月 10 日～同年 9 月 8 日意見募集)

【意見提出：5 者】

意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方
西日本電信電話株式会社	<p>1. 5GHz 帯無線アクセスシステムの利用拡大について</p> <p>弊社では 5GHz 帯固定マイクロ無線システムを運用しており、安定したサービス提供の為にクリーンな電波環境を保つ必要があります。5GHz 帯登録局開設の地域制限、空中での利用制限など、引き続き、固定マイクロ無線等への保護措置の継続を要望致します。</p>	<p>引き続き、これまで同様、固定マイクロ無線の保護措置を継続していきます。</p>
公立はこだて未来大学	<p>「5GHz 帯無線アクセスシステムの利用拡大に係る省令等改正」について</p> <p>【要旨】 沿岸漁業の情報化に寄与することから賛成します。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯基地局及び携帯局の局種の追加に賛成します。 ・移動局間自立通信の導入に賛成します。 ・免許を要しない無線局だけではなく、免許を要する無線局についても携帯基地局及び携帯局の局種の追加が必要です。 ・免許を要しない無線局だけではなく、免許を要する無線局についても移動局間自立通信の導入が必要です。 <p>【理由】 本学では、地域産業に密着した研究に取り組んでいます。そのひとつと</p>	<p>今回の改正案に賛成される御意見として承ります。</p> <p>なお、5 GHz 帯無線アクセスシステムの免許を要する無線局についても、携帯基地局及び携帯局の局種を追加します。</p> <p>また、免許を要する携帯局の移動局間自立通信についても可能とします。</p>

	<p>して、水産資源管理，操業効率向上，操業安全管理などを目的とした沿岸漁業の情報化に関する研究を推進していますが，海上におけるブロードバンド環境の整備が最も大きな課題となっています．5GHz 帯無線アクセスシステムの利用拡大は，この課題を解決し，沿岸漁業の情報化を普及促進するものであり，我が国の水産業に大きな変革をもたらします．</p> <p>一方で，沿岸漁業の漁場は対象魚種によって異なりますが，海岸線から10 数 km を超え，また，小型漁船間の距離も数 km となることが少なくないことから，空中線電力が 0.01 ワット以下の免許を要しない無線局では沿岸漁業の情報化という目的には不十分であるため，免許を要する無線局についても利用拡大が必要です．</p> <p>なお，実験試験局により，5GHz 帯無線アクセスシステムの海上利用の評価を実施しており，その有効性を確認^{[1][2]}しています．</p> <p>参考文献</p> <p>[1] 和田雅昭，畑中勝守，佐野稔，原田博行，「水産業における情報技術の活用について-VI. ～リアルタイム情報の活用と水産資源評価～」，日本航海学会論文集，124，pp. 355-362，2011. 3</p> <p>[2] 和田雅昭，畑中勝守，「水産業における情報技術の活用について-V. ～マリンブロードバンドの活用～」，日本航海学会論文集，122，pp. 53-59，2010. 3</p>	
株式会社日立国際電気	<p>意見の要旨</p> <p>5GHz 帯無線アクセスシステムの省令等改正について</p> <p>携帯基地局及び携帯局の局種を追加する改正については、賛同いたします。</p> <p>ここで、登録を要しない携帯局に対し、無線設備規則第四十九条の二十一の第五号を適用除外とし、移動局間自立通信を導入する改正案につい</p>	<p>今回の改正案に大筋賛成される御意見として承ります。</p> <p>提出いただいた御意見を踏まえ、民間標準化団体等の関係者の協力を得て検討を行い、移動局間自立通信の導入について</p>

	<p>ては、自立通信に係る運用規定が無いこと、および、キャリアセンス機能を具備しない携帯局の自立通信により、他の既設システム、および無線局に広く干渉を与えることが懸念されることから、更なる共存に関する技術的検討が求められるところと考えております。このような観点から、賛同できません。</p> <p>1. 意見の詳細</p> <p>登録を要しない携帯局に対し、無線設備規則第四十九条の二十一の第五号を適用除外とし、移動局間の自立通信を可能とする今回の改正案においては、自立通信に係る部分について、下記（1）から（3）に記述する事項に関し、更なる十分な技術的検討が必要と考えます。</p> <p>（1） 自立通信携帯局の運用規定の明確化について</p> <p>当該第五号は基地局からの制御に移動局が従属して通信する運用を規定しています。本第五号を適用除外とする上では、円滑な運用を確保するため、これに代わる干渉軽減に有効な新たな規定を設けることが適当であると考えます。不要な電波発射を抑制する自立通信に係る運用規定の明確化は、周波数の有効利用に資するものと考えます。</p> <p>（2） 自立通信携帯局と既設システムとの共用検討に係る追加検討の必要性について</p> <p>5GHz 帯は周波数共用帯域であることから、新たに自立通信システムの導入にあっては、既設システムとの共存について、更なる検証と検討が求められると考えます。</p> <p>（3） キャリアセンス機能を具備しない携帯局の自立通信による他の無線局への与干渉について</p>	<p>は、登録局等の制御のもとで導入することと致します。</p> <p>このことにより、既存システムへの混信の可能性が軽減されます。</p>
--	---	--

	<p>技術基準適合証明規則に「携帯基地局と通信する携帯局」と「自立通信をする携帯局」の区別が無いことから、キャリアセンス機能を具備しない携帯局の自立通信による電波の発射により、既設システムへの与干渉の恐れがあると想定されます。</p>	
<p>UQコミュニケーションズ株式会社</p>	<p>はじめに、「80GHz帯高速無線伝送システムの導入及び5GHz帯無線アクセスシステムの利用拡大に係る省令等改正についての意見募集」に関し、今回このような意見提出の機会を設けて頂いたことに厚く御礼申し上げます。</p> <p>弊社の意見を以下に述べさせていただきますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>弊社におきましては、5GHz帯無線アクセスシステムについて、離島をはじめとするルーラル地域等の光回線の利用が困難なエリアでBWA基地局を整備する際に、基地局アクセス回線の一部に当該無線システムを利用しており、BWAサービスエリア拡大における一助となっております。</p> <p>今回の5GHz帯無線アクセスシステムの利用拡大に係る省令等改正案につきましては、通信手段が限定される海上通信において新たな通信手段の確保という観点から検討されており、その必要性については理解を致すところではございますが、既存通信システムの利用者として、新たな無線局の利用拡大が既存通信システムへ影響を及ぼすことなく、既存通信システムと利用拡大が図られるシステムにおいて共存共栄の関係が構築されることにより、利用者の利便性が向上されることを期待し、以下の点について意見を述べさせていただきます。</p>	<p>今回の改正案に大筋賛成される御意見として承ります。</p> <p>提出いただいた御意見を踏まえ、民間標準化団体等の関係者の協力を得て検討を行い、移動局間自立通信の導入については、登録局等の制御のもとで導入することと致します。</p> <p>このことにより、既存システムへの混信の可能性が軽減されます。</p>

	<p>現行5GHz帯無線アクセスシステムにおいては、多数の無線局において周波数の共用を図るため、通信開始をしようとする無線局においては、周波数の利用状況を確認して、通信可能な状況であれば通信を実施する等のルールを規定しており、共用周波数帯域内での干渉回避を行っております。</p> <p>今般利用の拡大を図る携帯局においても、携帯局同士の通信や既存通信システムへの影響を回避するルールを明確にして頂き、具体的な利用開始の前段において既存利用システムとの間における周波数共用が図れるようにすることが、一層の周波数の利用効率の向上に寄与するものと思われま。この観点から、主管庁である総務省中心に、製造ベンダー、利用者を交えた意見交換の場の設定等についてご検討頂き、無線システムの利用者にとって今回の法令改正が有益なものとなるような環境整備を図って頂くことを希望致します。</p> <p>携帯局の自立通信自体について反対するものではございませんが、携帯局の利用拡大により、既存無線局への通信が影響を受けることを回避する観点から、ご配慮方宜しくお願い申し上げます。</p>	
イー・アクセス株式会社	<p>I. はじめに この度、「80GHz帯高速無線伝送システムの導入及び5GHz帯無線アクセスシステムの利用拡大に係る省令等改正についての意見募集」(以下、「本省令等改正案」) に対して、意見提出の機会を作っていただいたことに感謝いたします。</p> <p>II. 5GHz帯無線アクセスシステムの利用拡大に係る省令等改正について</p>	<p>今回の改正案に大筋賛成される御意見として承ります。</p> <p>提出いただいた御意見を踏まえ、民間標準化団体等の関係者の協力を得て検討を行い、移動局間自立通信の導入については、登録局等の制御のもとで導入すること</p>

	<p>の意見</p> <p>当社は、人口が少ない地域への基地局建設において、離島を含め、光ファイバが提供されず、携帯電話基地局中継用固定局でのアクセス回線の確保も困難な条件の地域では、基地局用アクセス回線として5GHz帯無線アクセスシステムを現在利用しており、今後も使い続けたいと考えています。</p> <p>今回の5GHz帯無線アクセスシステムの陸上以外への利用拡大は、新たな需要への対応としてなされる措置であること、また当該周波数帯は共用周波数であり、携帯電話基地局中継用固定回線といった免許制の無線システムと異なることは理解しているところですが、今回の意見募集で提示されている使用方法の拡大は、当社のような使用方法で当該システムを使用している利用者に影響がある可能性があるため、総務省において技術的共用検討を行うといったような配慮を頂きたいと考えます。</p>	<p>と致します。</p> <p>このことにより、既存システムへの混信の可能性が軽減されます。</p>
--	---	---